

20歳になったら

「国民年金」の加入手続きを

日本国内に住所を有する20歳から60歳までの人は、国民年金に加入して保険料を納めることとなります。20歳になったら自営業者や学生などは、忘れずに国民年金に加入しましょう(20歳前に就職して厚生年金などに加入している人は、加入手続きは不要です)。

加入者は、職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

加入の手続き

	加入届出先
第1号被保険者 (自営業、学生、無職など)	住所登録地の市区町村
第2号被保険者(会社員、公務員)	勤務先
第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)	配偶者の勤務先

20歳以上の学生も国民年金に加入します。学生であっても、20歳になれば国民年金に加入することになります。しかし、学生である場合など、収入が少ないために国民年金保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる「学生納付特例制度」「若年者納付猶予制度」「保険料免除・一部納付(免除)制度」があります。

この申請を行わないまま保険料が未納となっていると、万一のときに障害年金が受け取れないなど思わぬ事態を招きますのでご注意ください。



問い合わせ 町民課 年金係 ☎232-4914 熊本西年金事務所 ☎355-3261

窓口業務の日曜日開庁を試行します

仕事の都合などにより、平日に役場に来られない人のために、1月から3月までの3カ月間、窓口業務の日曜日開庁を次のとおり試行します。

なお、現在実施している毎月第1・3水曜日の窓口業務の延長(午後7時まで)は、試行期間中は第3水曜日のみとなりますので、あらかじめご了承ください。

■試行期間
平成23年1月～3月

■開庁日
毎週日曜日
(平成23年1月2日を除く)

■開庁時間
午前9時～午後1時

■開庁場所
菊陽町役場(本庁舎)町民課

利用できるサービス

町民課	町民課	税務課
<ul style="list-style-type: none"> 住民票の写しの交付 住民票記載事項証明の交付 外国人登録原票記載事項証明の交付 印鑑登録 印鑑登録廃止 印鑑登録証明書の交付 住民票コード証明の交付 住居表示変更証明の交付 本籍地表示変更証明の交付 現在の戸籍謄本・抄本証明の交付(除籍は除く) 戸籍附票の写しの交付 子ども手当現況届の預かり 児童扶養手当現況届の預かり ひとり親家庭等医療費受給資格更新申請書の預かり ひとり親家庭等医療費助成申請・請求書の預かり 保育所入所申込書の預かり 重度心身障がい者医療費助成申請書の預かり 子ども医療費一部負担金請求書の預かり 人間ドック健診申込兼補助金交付申請書の預かり 後期高齢者医療被保険者証等再交付申請書の預かり 後期高齢者医療高額療養費支給申請書の預かり 後期高齢者医療療養費支給申請書の預かり 後期高齢者医療特定疾病認定申請書の預かり 	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療高額介護合算療養費等支給申請書の預かり 後期高齢者医療基準収入額適用申請等各種申請書の預かり 後期高齢者医療人間ドック健診申込兼補助金交付申請書の預かり 後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書の預かり 総合検診・がん複合健診申込書の預かり 高額介護(予防)サービス費給付申請書の預かり 家庭介護用品購入費助成申請書の預かり 要介護認定申請書(更新のみ)の預かり 	<ul style="list-style-type: none"> 所得証明書の交付 課税証明書の交付 所得課税証明書の交付 資産証明書の交付 評価証明書の交付 公課証明書の交付 無資産証明書の交付 名寄帳の交付 土地台帳の閲覧 字図のコピー 原動機付自転車の標識交付証明書の再交付 納税証明書の交付 軽自動車税納税証明書(継続検査用)の交付

問い合わせ 町民課 ☎232-4914 税務課 ☎232-4911

第4回県北近隣市町合同公売会が開催されます

第4回県北近隣市町合同公売会を、大津町で開催します。大津町では今回が初開催となります。

- 日時 1月21日(金) 正午開場
午後1時入札開始
- 場所 大津町生涯学習センター 大会議室
- 物件数 調理用具・日用雑貨など約100点
- 必要なもの 免許証などの身分証明書
購入代金
印かん(法人の場合は実印)
委任状(代理人が入札する場合)
- 注意事項 物件の引き渡しは代金納付時の現況有姿で行います。
公売前に滞納税が完納となった場合などは、公売中止になることがあります。

問い合わせ
税務課 徴収係 ☎232-4911

償却資産の申告は、1月31日までに!

会社や個人で、商店・工場・農業などを経営している人、駐車場やアパートなどを貸し付けている人が、その事業のために所有する構築物、機械、備品などの固定資産(土地・家屋・自動車各税の対象を除く)を償却資産といい、固定資産税が課されます。平成23年1月1日現在、町内に償却資産を所有または貸し付けている人は、平成23年1月31日までに申告する必要があります。

- 償却資産対象リストの例
 - ・アパート経営：駐車場舗装、外構工事、植栽など
 - ・農業：ビニールハウス、管理機、保冷庫など
 - ・その他：パソコン、コピー機、看板、レジスターなど
- 申告受付期間
1月4日(火)～1月31日(月)
※申告期限近くになると窓口が大変混雑するため、早めの申告をお願いします。

問い合わせ
税務課 固定資産税係 ☎232-4911

指名願い(入札参加資格審査)申請時の提出書類一覧表

番号	提出書類	建設工事	測量コンサル	物品役務
1	入札参加資格審査申請書	○	○	○
2	委任状(権限委譲を希望する場合)	○	○	○
3	印鑑証明書	○	○	○
4	使用印鑑届	○	○	○
5	営業所一覧表	○	○	○
6	登記事項証明書(法人) 身元証明書(個人)	○	○	○
7	納税証明書	○	○	○
8	労災保険支払証明書	○	○	○
9	営業の登録、許可等を証する書類	○	○	△
10	経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書	○	○	○
11	技術職員名簿	○	○	○
12	工事経歴書	○	○	○
13	希望工事業種表	○	○	○
14	建退共加入証明書	○	○	○
15	財務諸表類		○	○
16	技術者経歴書		○	○
17	測量等実績調査		○	○
18	営業経歴書			○
19	業務実績調査			○
20	(郵送の場合)返信用ハガキか切手付返信用封筒	○	○	○

※○印は必ず、△印は営業に際し許可が必要な場合に提出してください。
※提出書類一式は、「提出書類一覧表」の番号順に並べ、A4フラットファイル(ファイルの色は、建設工事=水色、測量・コンサルタント等=黄色、物品・役務=ピンク色とする)にとじ、表紙・背表紙に会社名を記入してください。

平成23・24年度 指名願い申請書を受け付けます

- 申請期間 平成23年2月1日(火)～平成23年2月28日(月)(必着)
- 申請場所 財政課 管財係 (役場本館2階)
- 有効期間 定期申請
・県内建設工事業者 平成23年4月1日～平成25年3月31日までの2年間
追加申請
・県外建設工事業者 平成23年4月1日～平成24年3月31日までの1年間
- ※詳細は町ホームページでご確認ください。

問い合わせ 財政課 管財係 ☎232-2111